

平成24年(行ウ)第3号 公文書開示請求拒否処分取消等請求事件等

原告 宮部慎太郎 外1名

被告 鳥取市

証拠意見書(2)

平成24年9月19日

鳥取地方裁判所民事部合議係 御中

(主任) 被告訴讼代理人 弁護士 駒井重忠



同 弁護士 西川弘康



原告らから平成24年7月5日付でなされた文書提出命令申立に対し、被告は下記のとおり意見を述べる。

記

第1 証拠調べの必要性がない

1 本申立ては要証事実(争点)との関連性が不明瞭、又は関連性が乏しく、証拠調べの必要性が認められないことから、即時に却下されるべきである(民事訴訟法181条1項)。

以下、理由を述べる。

2 原告らは申立書において「公知の事実である下味野小集落改良事業の対象地域と事業の趣旨」を証明すべき事実とするが、平成24年9月3日付証拠意見書によって、要証事実が特定された。

原告らが証明しようとする要証事実は、下味野において同和対策事業としての小集落改良事業が行われ、その対象となった同和地区が慣行として

公にされてきた事実である。

しかるに、仮に対象文書が提出されたところで、同和地区が慣行として公にされてきた事実（要証事実）は証明されない。

同和対策事業の目的は、歴史的・社会的理由により生活環境等の安定向上が阻害されている地域における経済力の培養、住民の生活の安定及び福祉の向上等に寄与することである（同和対策事業特別措置法第1条、同法第2条、同法第6条）。対象地域を公にすることが目的ではない。

また、同和対策事業の目標は、対象地域における生活環境の改善、社会福祉の増進、産業の振興、職業の安定、教育の充実、人権擁護活動の強化等を図ることによって、対象地域の住民の社会的・経済的地位の向上を不当にはばむ諸要因を解消することにある（同法第5条）。対象地域を公にすることが目標とされていない。

同和対策事業が、その対象地域を公にすることを目的又は目標とするものでないことは法文上明らかである。

原告らは「下味野では同和対策事業として小集落改良事業が行われ、その対象となった同和地区が慣行として公にされてきたと考えられる」と述べるが、文字通り原告ら独自の「考え方」にすぎず、客観性がない。

同和対策事業は、対象地域を公にすることを目的（目標）とするものではなく、仮にある地域で同和対策事業が過去に行われたとしても、かかる事実を以て「同和地区が慣行として公にされてきた」などと客観的に認定することはできない。

ある地域において同和対策事業が過去に行われたかどうかという事実と、同和地区が慣行として公にされてきたという事実とは無関係であり、要証事実（争点）との関連性が不明瞭、又は関連性が乏しいというべきである。

従って、文書提出命令による証拠調べの必要性が認められない。

3 さらに、原告らは申立書において「公知の事実である下味野小集落改良事業の対象地域と事業の趣旨」を証明すべき事実とするが、仮に「公知の事実」であるならば、証明の必要がない。民事訴訟法179条所定の「顕著な事実」に該当するからである（最高裁昭和28年9月11日判決）。

証明すべき事実が「公知の事実」でないからこそ、証明を要すると考えるであろう。原告らが証明を要すること自体、同和地区が慣行として公にされてきた事実がないことを裏付けている。

第2 文書提出義務がない

1 2号非該当性

原告らは、文書提出義務の原因として、民事訴訟法第220条第2号「举証者が文書の所持者に対しその引渡し又は閲覧を求めることができるとき」に該当すると主張する。

同号は、举証者が文書の所持者に対して文書の引渡請求権又は閲覧請求権を有する場合であるが、かかる請求権は私法上の請求権であって、公法上の請求権は含まれないと解するのが多数説である（大阪高裁昭和62年3月18日決定、名古屋地裁平成2年10月16日決定）。

また、当該引渡請求権又は閲覧請求権は、実体法上認められた請求権でなければならない（東京高裁昭和58年12月13日決定ほか複数）。

原告らが主張する情報公開請求権は公法上の請求権に他ならず、また、住宅地区改良法第8条は事業計画に関する文書について私法上の閲覧請求権を根拠づけるものではない。小集落改良事業が住宅地区改良法による住宅地区改良事業に準じた事業であって、住宅地区改良法第8条を援用すべきと主張する根拠も不明である。

2 4号口該当性

原告らは、文書提出義務の原因として、民事訴訟法第220条第4号を挙げるが、対象文書は、特定の地域を指定した同和対策事業に関する文書であり、昭和51年前後に鳥取市下味野において小集落改良事業が実施された事実があるかどうかに関わらず、当該文書の存否を回答するだけでその地域に同和地区があるかどうかを開示することとなり、その結果、その地域の住民や出身者が差別を受けるおそれがあり、また、個人の権利利益を害するおそれがあるものである。

鳥取県内及び鳥取市内において未だに差別が解消されていない現状においては、ある地域が同和地区に該当するかどうかといった事項は、当該地区に居住する者や当該地区を出身地とする者にとって秘密にしたいと考えるのが一般というべき事項である。

従って、対象文書に記載される内容は、公務員が職務上知り得た非公知の事項であって、実質的にも秘密として保護するに値するものである。

また、原告らは本件訴訟記録一式をホームページ上に公開しており、対象文書が提出されるや、ウェブ上において不特定多数の者の閲覧に供される蓋然性が高く、当該文書を開示することによって、特定地域の住民や出身者が差別を受けるおそれがあり、また、個人の権利利益を害するおそれが高い。

従って、対象文書の提出によって公共の利益が害されるものである。

以上

平成24年(行ウ)第3号 公文書開示請求拒否処分取消等請求事件等

原告 宮部慎太郎 外1名

被告 鳥取市

被告第2準備書面

平成24年9月19日

鳥取地方裁判所民事部合議係 御中

(主任) 被告訴讼代理人 弁護士

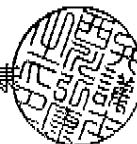
駒井重忠



同

弁護士

西川弘康



第1 本件甲処分の適法性について（補足）

1 鳥取市における同和問題の現状

被告は、同和対策事業特別措置法等の特別措置法に基づき、同和地区指定を行い、住環境整備等の事業を行ってきた。

また、被告は、鳥取市における部落差別をはじめあらゆる差別をなくする条例に基づき、同和問題の解決に向けて各種施策を積極的に取り組み、あわせて市民の差別意識の解消を図るため、さまざまな啓発活動を実施している。

しかるに、平成17年に鳥取県と被告がそれぞれ実施した調査結果によれば、いまだに市民の差別意識が解消されていない。戸籍不正取得、差別落書き、同和地区該当地の問い合わせ等が発生している状況にある。

2 鳥取市情報公開条例第7条2号本文の該当性について

鳥取市情報公開条例第7条2号は、同条例第3条の規定を受けて、基本的人権としてのプライバシーを最大限保護することを図り、個人の尊厳を

守る観点から個人に関する情報の開示を制限する規定である。私的生活情報を主体とした個人に関する情報に属するものの中で、特定の個人が識別できるもの、又は特定の個人を識別することはできなくとも個人の正当な権利利益を害するおそれのあるものについては開示が制限される。

鳥取県内及び鳥取市内において未だに差別が解消されていない現状においては、ある地域が同和地区に該当するかどうかといった事項は、当該地区に居住する者や当該地区を出身地とする者にとって秘密にしたいと考えるのが一般というべき私的生活情報である。

差別が完全に解消されたとはいえない現状を考えると、ある地区に同和対策減免対象地域が存在するという情報が開示された場合、当該地区に居住する者や当該地区を出身地とする者の正当な権利利益が害されるおそれを否定できない。

ましてや、原告らに情報を開示した場合には、開示された情報がホームページや書籍上に公開される蓋然性が高く、ある地域が同和地区に該当するかどうかといった情報が開示されるや、ウェブや書籍上において不特定多数の者の閲覧に供される蓋然性が高く、特定地域の住民や出身者が差別を受けるおそれがあり、個人の正当な権利利益が害されるおそれがある。

従って、鳥取市情報公開条例第7条2号本文の非開示事由「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」に該当する。

3 鳥取市情報公開条例第7条2号但書アの非該当性について

(1) 原告らは、憲法第84条、及び地方税法第367条により「公にすることが予定されている」と主張する。

しかるに、憲法第84条は、新たに租税を課す場合、又は現行の租税を変更する場合には、法律又は法律の定める条件によることが必要であると規定するものである（租税法律主義の原則）。

租税法律主義の最も重要な内容は、課税要件法定主義であり、納稅義務者、課税物件、課税標準、税率などの課税要件、及び租税の賦課・徵収の手続が法律で定められなければならないことを意味する。

ところで、固定資産税の減免については地方税法第367条が「当該市町村の条例の定めるところにより、固定資産税を減免することができる」と定めており、これを受けて鳥取市税条例第58条が固定資産税を減免する要件を定めているのであるから、これによって租税法律主義（憲法第84条）の要請は満たされている。

憲法第84条の租税法律主義は、これ以上に、誰が減免を受けるかについてまで公にすることを要請するものではない。

被告の具体的な固定資産税の減免手続は、納稅通知書発送後に提出された対象者からの減免申請書の審査により、固定資産税の減免をすることが適當かどうかの判断を行っているものであり、特定の者又は特定の固定資産について、あらかじめ軽減した税額の納稅通知書を発送しているものではない。

被告は、地方税法及び鳥取市税条例の減免規定により定められた「鳥取市同和対策に係る固定資産税及び都市計画税の減免措置要綱」に基づき審査を行っているものであり、同和対策固定資産税減免の対象地域が公にされなければ減免できないものではない。

従って、憲法第84条、及び地方税法第367条によって「公にすることが予定されている」とはいえない。

(2) 原告らは、下味野地区に同和地区があることは事実であり、鳥取市においては有名すぎる事実であるなどと主張するが、否認する。

原告らの主観的な認識を開陳しているに過ぎず、鳥取市において有名すぎる事実とは言いがたい。

また、ある地域が同和地区であるかどうかといった情報は、公にする

ことが慣行とされているものではなく、公表しても社会通念上、個人の正当な権利利益を侵害するおそれがないと認められるべき情報ではない。

従って、「慣行として公にされ」ている情報ではない。

(3) 原告らは、同和地区の場所を公にして事業を行うことで差別を解消するということが同和対策事業の目的であるなどと主張するが、否認する。

原告らの主観的な認識を開陳しているにすぎない。

同和対策事業の目的は、歴史的・社会的理由により生活環境等の安定向上が阻害されている地域における経済力の培養、住民の生活の安定及び福祉の向上等に寄与することである（同和対策事業特別措置法第1条、同法第2条、同法第6条）。対象地域を公にすることが目的ではない。

また、同和対策事業の目標は、対象地域における生活環境の改善、社会福祉の増進、産業の振興、職業の安定、教育の充実、人権擁護活動の強化等を図ることによって、対象地域の住民の社会的・経済的地位の向上を不当にはばむ諸要因を解消することにある（同法第5条）。対象地域を公にすることが目標とされていない。

同和対策事業が、その対象地域を公にすることを目的又は目標とするものでないことは法文上明らかである。

第2 本件乙処分の適法性について（補足）

1 烏取市における同和問題の現状

前述のとおり。

2 烏取市個人情報保護条例第15条4号本文の該当性について

(1) 烏取市個人情報保護条例第15条4号本文は、開示請求者以外の者に関する情報が含まれている個人情報であって、当該開示請求者以外の者の正当な権利利益を害するおそれがあると認められるものについて開示

を制限する規定である。当該開示請求者以外の者の正当な権利利益を害するおそれがあると認められるものかどうかについては、個人情報の内容、開示請求者と開示請求者以外の者との関係を考慮し、開示することによって、開示請求者以外の者の正当な権利利益（個人のプライバシーや法人の利益等）が損なわれるかどうかにより判断される。

原告宮部慎太郎が開示を求める本件情報は、開示請求者以外の者に関する情報が含まれている個人情報である。そして、何人でも知りうる個人情報ではない。

鳥取県内及び鳥取市内において未だに差別が解消されていない現状においては、ある地域が同和地区に該当するかどうかといった事項は、当該地区に居住する者や当該地区を出身地とする者にとって秘密にしたいと考えるのが一般というべき私的生活情報である。

差別が完全に解消されたとはいえない現状を考えると、ある地区に同和対策減免対象地域が存在するという情報が開示された場合、当該地区に居住する者や当該地区を出身地とする者の正当な権利利益が害されるそれを否定できない。

ましてや、原告らに情報を開示した場合には、開示された情報がホームページや書籍上に公開される蓋然性が高く、ある地域が同和地区に該当するかどうかといった情報が開示されるや、ウェブや書籍上において不特定多数の者の閲覧に供される蓋然性が高く、特定地域の住民や出身者が差別を受けるおそれがあり、個人の正当な権利利益が害されるおそれがある。

(2) 原告らは、下味野地域内に同和地区が存在することは下味野住民であれば当然知りうることであり、本件情報の開示と下味野地域内に同和地区が存在することが明らかになることには因果関係がないなどと主張するが、否認する。

原告らの主観的な認識を開陳するに過ぎず、下味野住民であれば当然知りうる事実とは言いがたい。開示請求者本人が主観的に認識している事実が公知の事実だとするのは認識の飛躍である。

鳥取市個人情報保護条例第15条4号本文は開示請求者以外の者の正当な権利利益を害さないようにすることが目的であって、開示請求者本人の主観的認識とは無関係である。

従って、鳥取市個人情報保護条例第15条4号本文の非開示事由「開示請求者以外の者に関する情報が含まれている個人情報であって、当該開示請求者以外の者の正当な権利利益を害するおそれがあると認められるもの」に該当する。

以上